

# 火災時のエレベータ利用避難

株式会社 エレベータ研究所

# はじめに

- 火災時のエレベータ利用避難を考えるに当たり、参考とすべき、これまでの火災時のエレベータ利用避難に向けての動きと、通常の乗用エレベータを利用して行われたエレベータ利用避難の実績を以下に示します。

# 世界の動き

- 2004. 3. 2～4 災害時のエレベータ利用に関するワークショップがASME等の共催でアトランタで開催され、火災時にエレベータを利用できなくしたASME A17.1改訂に向けてタスクグループが結成された。
- 超高層ビルでは、火災時のエレベータ利用は一般的に受け入れられており、ペトロナスタワー、台北101、ブルジュハリファ、上海環球中心、BTタワーなどでは、既に、避難に使用できるエレベータが稼働している。

# 日本の動き

- 2003. 3. 28. エレベータの避難時利用の推進を含む規制改革推進3か年計画(再改定)が閣議決定された。エレベータの避難時利用の推進については、『建築物のエレベータについては、現在、火災時には避難階へ走行後休止の運用がなされており、エレベータを避難手段として利用することは、法令上制限はないが事実上困難である。一方、高さ31m以上の建築物に設置が義務付けられている非常用エレベータは、火災時における消防隊の消火活動、救助活動等に使用する目的で設置されており、基本的には避難手段として利用することはできない。今後、都市においてますます建築物の高層化が進展するとともに、高齢化が進んでいく中で、車椅子利用者などの身体障害者や高齢者等の被災時における安全かつ迅速な避難を確保するため、エレベータ(エレベータ周辺の待機場所等を含む。)の安全性に十分配慮した上で、エレベータの身体障害者、高齢者等の避難手段としての利用についてソフト面(避難方法等)を含め検討する。』とされてる。
- 2004. 3. エレベータの避難時利用に関する検討委員会報告書発行
- 2009. 3. 10. 日本建築学会「火災時のエレベータを利用した避難計画指針(案)」発行

# ファースト・インターステート銀行ビル

- 62階建て、ロスアンゼルス市
- 1988年12階から出火し16階まで延焼
- 防煙区画が形成されていなかったため、煙の伝播経路となった階段室が侵入した煙により避難不可能となり、多くの在館者がエレベータの利用を余儀なくされた。
- この火災でエレベータを利用して助かった人々は、たまたま幸運であったに過ぎない。
- なぜなら、火災階を含むブロックにサービスするエレベータは、そのほとんどが火災階で停止してしまっただけであり、実際、この火災の犠牲者1名は12階で停止したエレベータの中で死亡した。

# 大阪府堺市での高層住宅火災

- 1988年に14階建ての高層住宅の10階で出火し14階まで延焼が及んだ。10階以上に26名在宅していたが、21名が自力避難し、5名は消防隊により救出された。自力避難者21名のうち、階段を利用したのが12名で残り9名がエレベータを利用して避難した。

# 広島市宮基町高層住宅火災

- 1996年10月に発生。1972年建設の20階建ての建物で、約半数が火災発生時には65歳以上の高齢者であった。
- 9階で出火した火災がバルコニー部分を介して、約20分のうちに最上階まで延焼した。
- 住民は煙が充満する状況下で避難しなければならなかったが、幸い2人の負傷者のみで死傷者は発生しなかった。
- 上層階に住んでいる人ほどエレベータを利用して避難した割合が高く、14階以上では75%以上の人エレベータを利用している。